

保守契約書 (案)

支出負担行為担当官 宇都宮地方法務局長 境野智子 (以下「甲」という。)
と●●●● 代表取締役 ●●●● (以下「乙」という。) とは、下記条項により
●●製複写機 (以下「複写機」という。) の保守及び点検等の処置を行うことに
関し、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 乙は、別添保守仕様書に基づき、●●製複写機が正常な状態で稼働し得るよう
に保守を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

(対象となる複写機)

第 2 条 本契約の対象となる複写機は、別表 1 のとおりとする。

(保守料金)

第 3 条 保守料は、別表 2 のとおりとする。

(契約期間)

第 4 条 契約期間は、平成 2 9 年●月●日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。

(再委託に関する事項)

第 5 条 乙は、本契約の全部を一括して第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、本契約の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本契約の一部を再委託しようとするときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託の相手方と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第 6 条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第 7 条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(保守の実施)

第 8 条 乙は、保守、調整等を行うため定期的にメーカーの認定技術者を配置場所

に派遣し、点検調整等及び消耗品等の交換を行わなければならない。

- 2 複写機が故障した場合は、甲の請求により乙は、直ちにメーカーの認定技術者を派遣して修理に着手し、甲の業務に支障のないよう速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 複写機の保守及び調整等に要する経費は、次の場合を除き、乙の負担とする。
 - (1) 甲の故意又は取扱上の重大な過失による場合
 - (2) 乙又は乙の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合
 - (3) 天災地変その他これに類する災害による場合(保守料の請求)

第9条 乙は、毎月分の積算カウンターの数値について、毎月末に甲の指定する検査職員の検査を受けて甲の使用した複写枚数を算出し、不良コピー、テストコピー分として1パーセントを控除した枚数に第3条に定める単価を乗じた金額並びに法令所定の消費税及び地方消費税を甲に対し請求する。

- 2 乙が請求する消費税及び地方消費税は、前項で各機ごとに算出した金額に法令所定の税率を乗じた金額（円未満は切捨て）とする。
(保守料の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、前条による適正な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払わなければならない。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により前項の約定期間内に保守料の支払を支払わなかった場合には、甲は、遅延利息として、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払額から消費税額及び地方消費税額を差し引いた額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」（昭和24年大蔵省告示991号）に基づく率を乗じて得た金額を乙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
(談合等の不正行為に係る契約解除)

第11条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、本契約書で定める契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の本契約書で定める契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額のほか、本契約書で定める契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令(同条第7項若しくは第8項又は第9項の規定を適用したものに限り)を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、第15条第2項に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告

を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第14条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（下請契約等に関する確約）

第15条 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請契約等に関する契約解除）

第16条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を

解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第17条 甲は、第13条及び第14条の各号の一に該当すると認められるときは、この契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、本契約で定める契約単価に、予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

3 甲は、第13条、第14条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第13条、第14条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

5 前項に定める賠償金額は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第19条 この契約によって生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡又は承継してはならない。

(危険負担)

第20条 乙は、乙のメーカー認定技術者等が甲の敷地内でする行為の全てについて責任を負うものとする。

(反対給付)

第21条 乙は、当事者双方の責めに帰し難い事由により債務を履行することができなくなったときは、反対給付を受ける権利を有しない。

2 乙は、甲の責めに帰する事由によって、債務を履行することができなくなったときは、反対給付を受ける権利を失わない。ただし、自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、これを甲に償還することを要する。

(機密の保持)

第22条 甲及び乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、甲及び乙が業務運営上特に必要な場合は、この限りでない。

(契約の変更)

第23条 契約期間中に契約を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、変更することができる。

(解除権及び損害賠償)

第24条 甲は、乙の責めに帰すべき事由によって乙が契約を履行しなかったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項により契約を解除された場合、これにより生ずる損害を賠償しなくてはならない。

(設置場所)

第25条 甲は、複写機の設置場所を変更する場合、あらかじめ乙に通知するものとする。

(保証金)

第26条 この契約に関しては、保証金を免除する。

(管轄裁判所)

第27条 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡)

第28条 乙は、本契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(補則)

第29条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し，双方記名押印の上，各自 1 通を保有する。

平成 2 9 年●月●日

甲 宇都宮市小幡二丁目 1 番 1 1 号
支出負担行為担当官
宇都宮地方法務局長 境 野 智 子

乙 ●●●●
●●●●
代表取締役 ● ● ● ●

別表 1

設 置 場 所	機 種 ・ 機 械 番 号
宇都宮地方法務局訟務部門 (栃木県宇都宮市小幡二丁目 1 番 1 1 号)	●●●● (●●●●-●●●●)

別表 2

保 守 料 金	
フルカラー 1 枚につき	●●円 (消費税及び地方消費税を含まない)
モノクロ 1 枚につき	●●円 (消費税及び地方消費税を含まない)